

証 1 5 第 乙

デジタル庁設置法案 新旧対照条文 目次

○旧農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）（抄）（附則第二条関係）	1
○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）（附則第三条関係）	2
○消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）（附則第三条関係）	3
○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）（抄）（附則第三条関係）	4
○中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一号）（抄）（附則第三条関係）	5
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十三号）（抄）（附則第三条関係）	6
○日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）（抄）（附則第三条関係）	7
○日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三号）（抄）（附則第三条関係）	8
○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）（附則第四条関係）	9
○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）（附則第四条関係）	10
○国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）（抄）（附則第四条関係）	11
○旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）（附則第四条関係）	12
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第五条関係）	13
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）（附則第六条関係）	15
○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）（附則第七条関係）	18
○競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）（附則第八条関係）	19
○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（附則第九条関係）	21
○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（附則第十条関係）	23
○重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）（附則第十条関係）	24
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）（附則第十条関係）	25

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第十条関係）	26
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十一条関係）	27
○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）（附則第十二条関係）	28
○ 行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）（附則第十三条関係）	30
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十四条関係）	31
○ 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）（附則第十七条関係）	34
○ 行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）（附則第十八条関係）	35
○ 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（抄）（附則第十九条関係）	36
○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）（附則第二十条関係）	38
○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）（附則第二十条関係）	40
○ 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）（抄）（附則第二十条関係）	42
○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	44
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）（附則第二十二条関係）	45
○ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）（附則第二十三条関係）	47
○ 高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十三条関係）	48
○ 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）（抄）（附則第二十三条関係）	49
○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）（附則第二十四条関係）	50
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（附則第二十五条関係）	52
○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十五条関係）	53
○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）（附則第二十五条関係）	54
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（抄）（附則第二十五条関係）	56
○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）（附則第二十五条関係）	57
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（附則第二十五条関係）	58

○身体障害者補助大法（平成十四年法律第四十九号）（抄）（附則第二十五条関係）	59
○知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）（抄）（附則第二十五条関係）	60
○株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十五条関係）	62
○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）（附則第二十五条関係）	63
○地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第二十五条関係）	64
○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）（附則第二十五条関係）	65
○海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）（抄）（附則第二十五条関係）	66
○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）（附則第二十五条関係）	67
○宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）（附則第二十五条関係）	68
○株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）（附則第二十五条関係）	69
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百十三号）（抄）（附則第二十五条関係）	70
○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）（附則第二十五条関係）	71
○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）（附則第二十五条関係）	72
○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）（抄）（附則第二十五条関係）	74
○水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）（抄）（附則第二十五条関係）	75
○雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）（抄）（附則第二十五条関係）	76
○健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）（抄）（附則第二十五条関係）	77
○まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三十六号）（抄）（附則第二十五条関係）	78
○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）（附則第二十五条関係）	79
○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第一百五十五号）（抄）（附則第二十五条関係）	80
○ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）（抄）（附則第二十五条関係）	81
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）（抄）（附則第二十五条関係）	82

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）（附則第二十五条関係）	83
○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（抄）（附則第二十六条関係）	84
○独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（抄）（附則第二十七条関係）	86
○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（抄）（附則第二十八条関係）	87
○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（附則第二十九条関係）	88
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）（附則第三十条関係）	90
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）（抄）（附則第三十一条関係）	91
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（附則第三十二条関係）	101
○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百十二号）（抄）（附則第三十三条関係）	103
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百九号）（抄）（附則第三十四条関係）	104
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）（附則第三十五条関係）	105
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（抄）（附則第三十六条関係）	107
○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三十七条関係）	109
第三十七条関係	
○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）（附則第三十八条関係）	110
○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百十二号）（抄）（附則第三十九条関係）	112
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（附則第三十九条関係）	113
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）（附則第三十九条関係）	115
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）（附則第四十条関係）	116
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第四十一条関係）	117
○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百十二号）（抄）（附則第四十二条関係）	127
○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）（抄）（附則第四十三条関係）	129
○電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）（抄）（附則第四十四条関係）	132

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）（抄）（附則第四十
五条関係）

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第四十六条関係）

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）（抄）（附則第四十七条関
係）

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技
術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）（附則第四十八条関係）

○戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）（附則第四十九条関係）

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（附則第五十条関係）

○国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）（附則第五十二条関係）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第五十三条関係）

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第五十四条関係）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）（附則第五十五条関係）

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第五十六条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。 8～13（略） 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号	（定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。 8～13（略） 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号

に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

(利用範囲)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 (略)

(個人番号カードの交付等)

に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

(利用範囲)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 (略)

(個人番号カードの交付等)

第十七条 (略)

257 (略)

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手續その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手續に必要な事項（以下この項において「再交付等に関する事項」という。）は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

一・二 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワーク

第十七条 (略)

257 (略)

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手續その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

一・二 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシ

システムを設置し、及び管理するものとする。

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一・二 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第一項において同じ。)を内閣総理大臣から取得することができる。

2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大

システムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一・二 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第一項において同じ。)を総務大臣から取得することができる。

2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得

臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。

3 情報照会者等、内閣総理大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

4 8 (略)

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(情報提供等の記録)

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

2 (略)

番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。

3 情報照会者等、総務大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

4 8 (略)

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(情報提供等の記録)

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる	読み替えられ	読み替える字句
---------	--------	---------

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる	読み替えられ	読み替える字句
---------	--------	---------

行政機関個人情報 報保護法の規定	る字句	
(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人 情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成二十五年 法律第二十七号）第十九条第七号に 規定する情報照会者若しくは情報提 供者又は同条第八号に規定する条例 事務関係情報照会者（当該訂正に係 る同法第二十三条第一項及び第二項 （これらの規定を同法第二十六条に おいて準用する場合を含む。）に規 定する記録に記録された者であつて 、当該行政機関の長以外のものに限 る。）

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二

十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に

行政機関個人情報 報保護法の規定	る字句	
(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人 情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律（平成二十五年法律 第二十七号）第十九条第七号に規定 する情報照会者若しくは情報提供者 又は同条第八号に規定する条例事務 関係情報照会者（当該訂正に係る同 法第二十三条第一項及び第二項（こ れらの規定を同法第二十六条におい て準用する場合を含む。）に規定す る記録に記録された者であつて、当 該行政機関の長以外のものに限る。 ）

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六

条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ

掲げる字句とする。

読み替えられる 行政機関個人情報 保護法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3

独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九条第七号 に規定する情報照会者若しくは情報 提供者又は同条第八号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に

る字句とする。

読み替えられる 行政機関個人情報 保護法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3

独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人情報 の提供先	総務大臣及び行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第十九条第七号に規 定する情報照会者若しくは情報提供 者又は同条第八号に規定する条例事 務関係情報照会者（当該訂正に係る

係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条	(略)	読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
当該保有個人情報 の提供先	(略)			内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若し

同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条	(略)	読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
当該保有個人情報 の提供先	(略)			総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは

	くは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（措置の要求）

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2
（略）

（主務省令）

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

	情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（措置の要求）

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2
（略）

（主務省令）

第四十六条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。